官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則（最高裁三）　二
〔府　令〕
○信託業法施行規則及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府八）　二
〔規　則〕
○人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院一七―〇―一五二）　三
〔法規的告示〕
○国立大学法人会計基準の一部を改正する告示（文部科学三七）　三
○中小企業信用保険法施行規則第十九条に規定する経済産業大臣が定めるモデルを定める件（経済産業一九）　三
○特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（特許庁二）　四
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一六）　四
○食糧援助に関する日本国政府とガンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務七四）　四
○灌漑施設の持続可能な利用のためのワガドゥグ機材整備場整備計画のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件（同七五）　四
○獣医療法施行規則第十条の二第一項の農林水産大臣が指定するものを定める件（農林水産二四六）　五
○保安林の指定を解除する件（同二四七～二五四）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二五五～二六二）　五
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通三二八～三三〇）　六
○高速自動車国道に関する件（同三三一、三三二）　六
○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第四条、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、八戸飛行場に係る第一種区域等について、指定の解除をした件（防衛五七）　七
○道路に関する件（東北地方整備局二四）　八
○道路に関する件（中国地方整備局二〇）　八
〔人事異動〕
国家公安委員会　警察庁　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項　八
指定保安検査機関の指定に関する公示（関東東北産業保安監督部）　八
登録免許税法に規定する納付受託者の指定（国土交通省）　八
情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に規定する指定納付受託者の指定（国土交通省海事局）　八
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　九
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　九
法　務
公証人法第十三条に規定する公証人の採用に関する公告（法務省）　九
労　働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（関東運輸局最低賃金公示二）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
特殊法人等
企業年金基金変更関係　三〇
会社その他
官庁
司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　一〇

最高裁規則

○最高裁判所規則第三号

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二日

最高裁判所

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則（昭和二十四年最高裁判所規則第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
不動産に関する最高裁判所の所管に属する権利について不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項に規定する登記の嘱託をする職員として、次の者を指定する。 最高裁判所事務総局経理局長 高等裁判所事務局長 地方裁判所長（家庭裁判所の国有財産事務分掌者（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第九条第一項に規定する国有財産に関する事務の一部を分掌する職員をいう。以下同じ。）とされているものを含む。） 家庭裁判所長（地方裁判所長が国有財産事務分掌者とされている家庭裁判所の家庭裁判所長を除く。）	不動産に関する最高裁判所の所管に属する権利について不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項に規定する登記の嘱託をする職員として、次の者を指定する。 最高裁判所事務総局経理局長 高等裁判所事務局長 地方裁判所長 家庭裁判所長（水戸、前橋、甲府、長野、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、福井、金沢、富山、山口、岡山、鳥取、松江、福岡、佐賀、大分、鹿児島、宮崎、那覇、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島及び高知の家庭裁判所の家庭裁判所長を除く。）

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

府令

○内閣府令第八号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、並びに信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二及び第二十九条の二第一項（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、信託業法施行規則及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年三月二日

内閣総理大臣　高市　早苗

信託業法施行規則及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

（信託業法施行規則の一部改正）

第一条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定信託契約） **第三十条の二**　法第二十四条の二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる信託契約以外の信託契約 イ　公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託に係る信託契約 ［ロ～ホ　略］ 二　［略］ 2　［略］ （公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等） **第四十一条の二**　法第二十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託である場合 ［二～七　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定信託契約） **第三十条の二**　［同上］ 一　［同上］ イ　公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託に係る信託契約 ［ロ～ホ　同上］ 二　［同上］ 2　［同上］ （公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等） **第四十一条の二**　［同上］ 一　公益信託ニ関スル法律第一条に規定する公益信託である場合 ［二～七　同上］
（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正） **第二条**　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
（公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等） **第二十四条**　法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　［略］ 二　公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託である場合 ［三～八　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（公告又は各別に催告をすることを要しない重要な信託の変更等） **第二十四条**　［同上］ 一　［同上］ 二　公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託である場合 ［三～八　同上］

附　則

この府令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年三月二日　人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一七―〇―一五二

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「下請取引調査室長　上席下請取引検査官」を「取引適正化調査室長　上席取引適正化検査官」に改める。

別表内閣府の部内部部局の項中「統括下請代金検査官」を「統括適正取引検査官」に改める。

別表備考第一項中「令和七年十一月三十日」を「令和八年二月二十八日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○文部科学省告示第三十七号

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）第一条の四の規定に基づき、国立大学法人会計基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月二日　文部科学大臣　松本　洋平

国立大学法人会計基準の一部を改正する告示

国立大学法人会計基準（平成十六年文部科学省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第28　リースの会計処理	第28　リース資産の会計処理
1　リースとは、対象となる原資産（リースの対象となる資産で、貸手によって借手に当該資産を使用する権利が移転されているものをいう。）を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部をいう。国立大学法人等は、契約の締結時に当該契約がリースを含むか否かを判断する。	［項を加える。］
2　国立大学法人等が借手となるリースにおいては、リース開始日にリース負債を計上する。また、当該リース負債にリース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用及び資産除去債務に対応する除去費用を加算し、受け取ったリース・インセンティブを控除した額により使用権資産を計上する。	［項を加える。］
3　リース負債の計上額を算定するに当たっては、原則として、リース開始日において未払である借手のリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、現在価値により算定する方法による。当該利息相当額については、リース期間にわたり、原則として利息法により配分する。	［項を加える。］
4　国立大学法人等が貸手となるリースについては、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースとに分類し、ファイナンス・リースについては、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。オペレーティング・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。	リース取引に係る会計基準については、リース取引をファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の二種類に分け、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行い、かつ、リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除き、次に掲げる事項を財務諸表に注記する。 (1)　貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料 (2)　貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料

備考　表中の［　］の記載及び改正後欄に掲げる二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、令和十一年四月一日から施行し、施行の日以後終了する事業年度から適用する。

○経済産業省告示第十九号

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）第十九条に規定する経済産業大臣が定めるモデルを次のように定め、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二日

経済産業大臣　赤澤　亮正

法人に係る保険関係にあっては、一般社団法人ＣＲＤ協会が平成二十八年七月二十二日に提供を開始したＣｏｒｐＳＧとし、個人に係る保険関係にあっては、一般社団法人ＣＲＤ協会が平成二十六年十二月十九日に提供を開始したＰｒｏｐＳとする。

附　則

（中小企業信用保険法施行規則第九条に規定する経済産業大臣が定めるモデルを定める件の廃止）

1　中小企業信用保険法施行規則第九条に規定する経済産業大臣が定めるモデルを定める件（平成十八年経済産業省告示第四十四号）は、廃止する。

（経過措置）

2　この告示の施行前に終了した事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書その他の経営に関する情報を基に保険事故の発生率を算出する場合において用いる中小企業信用保険法施行規則第九条に規定するモデルについては、なお従前の例による。

○特許庁告示第二号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二日

特許庁長官　河西　康之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁　三十四万五千九百円 二・三　［略］	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁　三十二万三千七百円 二・三　［略］

附　則

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

その他告示

○法務省告示第十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年三月二日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属　菱沼　洋

○外務省告示第七十四号

令和八年一月二十七日にバンジュールで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がガンビア共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　赤松武在ガンビア大使

ガンビア側　セリング・モドゥ・ニエ外務・国際協力・在外ガンビア人大臣

令和八年三月二日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第七十五号

令和八年二月三日にワガドゥグーで、灌漑（かんがい）施設の持続可能な利用のためのワガドゥグ機材整備場整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　灌漑（かんがい）施設の持続可能な利用のためのワガドゥグ機材整備場整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十四億五百万円

3　贈与の供与期限　令和十二年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　長島純在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側　カラモコ・ジャン・マリー・トラオレ外務大臣

令和八年三月二日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第二百四十六号

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第十条の二第一項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が指定するものを次のように定め、公布の日から施行する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

獣医療法施行規則第十条の二第一項の農林水産大臣が指定するものは、公益社団法人日本アイソトープ協会とする。

○農林水産省告示第二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府南丹市園部町竹井郡豆一四の二〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府京都市北区大森東町一九三の二・大谷四八の二・四九の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵（かん）養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村葛島一八七九の五・二二二一の五・二二二二の五・二二二五の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市武並町竹折字島田六五八の四・六五八の六・六五八の七・六五八の九・字神ノ木七五五の三・七五五の二三・七五五の二四・七五五の二八から七五五の三一まで（以上十一筆国有林）、字石仏七八八の七・七八八の八（以上二筆国有林）、七八八の二三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字五町田字吹上一六六九の一三（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県瀬戸市春雨町二二の二三、萩殿町四丁目六二の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市篠原町徳間三八の二・三八の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　香川県小豆郡小豆島町坂手字仲人石山乙二の三三七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県坂井市丸岡町豊原四四字大師山二、四の二、四の三、四の五、五の一から五の四まで、六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県坂井市丸岡町小黒一〇六字春日谷二七の八・二七の九（以上二筆国有林）、二五、二六の二、二七の一、二七の三から二七の七まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県佐賀市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県茅野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

茅野市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県上高井郡高山村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

高山村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び高山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県上田市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

○農林水産省告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

上田市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

牛傍沢

二　砂防法第二条の土地の表示

群馬県多野郡神流町大字尾附の区域内の土地のうち次の一点から二十八点までを順次結んだ線及び一点と二十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°05′35.6096″	138°48′16.8192″
2	36°05′36.7734″	138°48′17.0828″
3	36°05′37.9697″	138°48′16.9281″
4	36°05′38.1478″	138°48′16.6475″
5	36°05′38.3469″	138°48′15.9285″
6	36°05′38.7683″	138°48′15.9901″
7	36°05′38.9398″	138°48′16.5570″
8	36°05′39.5565″	138°48′16.9377″
9	36°05′39.4358″	138°48′18.1904″
10	36°05′38.7143″	138°48′18.3198″
11	36°05′38.4978″	138°48′18.7572″
12	36°05′38.0802″	138°48′18.6961″
13	36°05′38.0403″	138°48′19.3186″
14	36°05′37.5264″	138°48′19.7415″
15	36°05′36.7073″	138°48′19.8427″
16	36°05′36.4472″	138°48′19.7215″
17	36°05′36.1272″	138°48′19.2448″
18	36°05′36.0205″	138°48′18.8195″
19	36°05′35.9407″	138°48′18.3724″
20	36°05′35.8646″	138°48′17.8059″
21	36°05′35.4757″	138°48′18.1781″
22	36°05′35.4850″	138°48′18.4939″
23	36°05′35.1846″	138°48′18.8333″
24	36°05′34.9756″	138°48′18.7142″
25	36°05′34.6290″	138°48′18.3866″
26	36°05′35.0734″	138°48′17.9445″
27	36°05′35.1284″	138°48′17.3781″
28	36°05′35.4592″	138°48′17.0620″

○国土交通省告示第三百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神大前沢

二　砂防法第二条の土地の表示

群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前の区域内の土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°30′46.8922″	138°30′52.4630″
2	36°30′47.2337″	138°30′52.8197″
3	36°30′47.7913″	138°30′53.5201″
4	36°30′48.0824″	138°30′54.3238″
5	36°30′48.7221″	138°30′54.1893″
6	36°30′48.8825″	138°30′55.2728″
7	36°30′49.0026″	138°30′55.0845″
8	36°30′49.1259″	138°30′55.0749″
9	36°30′49.1770″	138°30′55.2458″
10	36°30′49.2102″	138°30′55.2253″
11	36°30′48.3753″	138°30′56.3023″
12	36°30′47.3926″	138°30′56.5083″
13	36°30′46.7752″	138°30′56.0582″
14	36°30′46.5157″	138°30′55.6612″
15	36°30′46.5175″	138°30′55.5596″
16	36°30′46.1520″	138°30′55.4592″
17	36°30′46.2331″	138°30′54.9793″
18	36°30′46.2934″	138°30′54.5305″
19	36°30′46.3169″	138°30′54.1539″
20	36°30′46.3048″	138°30′53.9067″
21	36°30′46.2576″	138°30′53.7251″
22	36°30′46.6183″	138°30′53.0072″

○国土交通省告示第三百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

長井沢三・篠沢

二　砂防法第二条の土地の表示

群馬県吾妻郡長野原町大字大津の区域内の土地のうち、次の一点から八十四点までを順次結んだ線及び一点と八十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°33′24.5986″	138°36′51.0729″
2	36°33′24.7587″	138°36′51.1251″
3	36°33′25.0172″	138°36′51.5145″
4	36°33′25.3260″	138°36′52.0854″

5	36° 33′ 25.4582″	138° 36′ 52.2001″
6	36° 33′ 25.7624″	138° 36′ 51.8561″
7	36° 33′ 26.0052″	138° 36′ 51.8444″
8	36° 33′ 26.4812″	138° 36′ 52.2484″
9	36° 33′ 26.8144″	138° 36′ 53.0102″
10	36° 33′ 27.2475″	138° 36′ 53.1601″
11	36° 33′ 27.6511″	138° 36′ 53.1356″
12	36° 33′ 28.2933″	138° 36′ 52.5602″
13	36° 33′ 28.9633″	138° 36′ 51.9076″
14	36° 33′ 29.8805″	138° 36′ 51.6626″
15	36° 33′ 30.6507″	138° 36′ 51.4706″
16	36° 33′ 31.3477″	138° 36′ 51.1119″
17	36° 33′ 32.0378″	138° 36′ 50.4723″
18	36° 33′ 32.3114″	138° 36′ 49.6257″
19	36° 33′ 32.7696″	138° 36′ 49.6159″
20	36° 33′ 32.7848″	138° 36′ 49.5970″
21	36° 33′ 32.7852″	138° 36′ 49.1707″
22	36° 33′ 33.0159″	138° 36′ 48.9517″
23	36° 33′ 33.7098″	138° 36′ 49.2553″
24	36° 33′ 34.0685″	138° 36′ 49.7445″
25	36° 33′ 34.2678″	138° 36′ 50.4045″
26	36° 33′ 34.6919″	138° 36′ 50.7070″
27	36° 33′ 35.3095″	138° 36′ 50.6625″
28	36° 33′ 35.5339″	138° 36′ 51.4329″
29	36° 33′ 35.8416″	138° 36′ 51.4761″
30	36° 33′ 36.9109″	138° 36′ 51.6946″
31	36° 33′ 37.0677″	138° 36′ 52.1757″
32	36° 33′ 37.3099″	138° 36′ 53.4581″
33	36° 33′ 38.6050″	138° 36′ 54.2634″
34	36° 33′ 39.3884″	138° 36′ 54.7717″
35	36° 33′ 39.7023″	138° 36′ 55.0416″
36	36° 33′ 39.9869″	138° 36′ 55.4854″
37	36° 33′ 40.5289″	138° 36′ 55.8244″
38	36° 33′ 40.8843″	138° 36′ 56.5357″
39	36° 33′ 40.4637″	138° 36′ 56.2770″
40	36° 33′ 40.0609″	138° 36′ 55.7855″
41	36° 33′ 39.5471″	138° 36′ 55.2700″
42	36° 33′ 39.0475″	138° 36′ 54.7373″
43	36° 33′ 38.5581″	138° 36′ 54.4390″
44	36° 33′ 38.0056″	138° 36′ 54.0615″
45	36° 33′ 37.4327″	138° 36′ 53.9397″
46	36° 33′ 36.7511″	138° 36′ 53.6909″
47	36° 33′ 36.1235″	138° 36′ 53.6621″
48	36° 33′ 35.4024″	138° 36′ 53.2596″
49	36° 33′ 34.7093″	138° 36′ 52.9400″
50	36° 33′ 34.1010″	138° 36′ 52.2373″
51	36° 33′ 33.7000″	138° 36′ 51.8935″
52	36° 33′ 33.1049″	138° 36′ 52.1995″
53	36° 33′ 32.4977″	138° 36′ 52.0030″
54	36° 33′ 32.0734″	138° 36′ 52.3611″
55	36° 33′ 31.3260″	138° 36′ 52.1773″
56	36° 33′ 30.7342″	138° 36′ 52.4949″
57	36° 33′ 30.2427″	138° 36′ 52.9857″
58	36° 33′ 29.7287″	138° 36′ 53.3145″
59	36° 33′ 29.0369″	138° 36′ 53.8113″
60	36° 33′ 28.3901″	138° 36′ 54.3350″
61	36° 33′ 27.7887″	138° 36′ 54.9397″
62	36° 33′ 28.2411″	138° 36′ 55.5541″
63	36° 33′ 28.8509″	138° 36′ 56.3977″
64	36° 33′ 28.3853″	138° 36′ 55.9029″
65	36° 33′ 27.7093″	138° 36′ 55.7949″
66	36° 33′ 26.9828″	138° 36′ 56.2217″
67	36° 33′ 26.3034″	138° 36′ 55.8639″
68	36° 33′ 25.8926″	138° 36′ 54.7981″
69	36° 33′ 25.9608″	138° 36′ 53.5148″
70	36° 33′ 26.6692″	138° 36′ 52.9907″
71	36° 33′ 26.2060″	138° 36′ 53.3575″
72	36° 33′ 25.7129″	138° 36′ 53.9384″
73	36° 33′ 25.2166″	138° 36′ 54.0818″
74	36° 33′ 24.8893″	138° 36′ 54.0423″
75	36° 33′ 24.8353″	138° 36′ 54.0559″
76	36° 33′ 24.5696″	138° 36′ 53.9749″
77	36° 33′ 24.3496″	138° 36′ 53.5095″
78	36° 33′ 24.1080″	138° 36′ 53.1595″
79	36° 33′ 24.1303″	138° 36′ 52.8573″
80	36° 33′ 23.9705″	138° 36′ 52.5209″
81	36° 33′ 24.2020″	138° 36′ 51.9229″
82	36° 33′ 24.6136″	138° 36′ 51.3914″
83	36° 33′ 24.4119″	138° 36′ 51.3913″
84	36° 33′ 24.3405″	138° 36′ 51.2568″

○国土交通省告示第三百三十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　近畿自動車道敦賀線

道路の区域

区間　福井県大飯郡おおい町鹿野五九字朱谷三〇番一

変更前後別　敷地の幅員（メートル）　延長（メートル）

前　最大　六〇　四六

　　最小　四〇

後　最大　六〇　四三

　　最小　四三

○国土交通省告示第三百三十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　近畿自動車道敦賀線

道路の区域

区間　小浜市岡津六六号姥ヶ谷一八番六から同市加斗五一号茶屋ノ下四番二まで

変更前後別　敷地の幅員（メートル）　延長（メートル）

前　最大　二一一　四〇七

　　最小　一一

後　最大　二一二

　　最小　二一六

○防衛省告示第五十七号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第四条、第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、八戸飛行場に係る第一種区域、同法附則第四項の規定により第二種区域とみなされた区域及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）附則第三項の規定により第三種区域とみなされた区域の指定を解除し、令和九年十月一日から適用することとしたので、同令第十九条の規定により、告示する。

令和八年三月二日

防衛大臣　小泉進次郎

○東北地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二日

東北地方整備局長　西村　拓

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

七号　能代市二ツ井町小繋字中島一〇八番三から同市二ツ井町小繋字恋の沢五三番三まで　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○中国地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員延長

安来市安来町字内浜一一一六番五から同市安来町字外浜八七八番二まで　前　一六・〇五～一九・三四メートル　〇・〇三七キロメートル

後　一六・三二～三〇・〇五メートル　〇・〇三七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

人事異動

国家公安委員会

（科学警察研究所総務部長）警視長　丸山　潤

群馬県警察本部長を命ずる（一月十三日）

警察庁

（東北管区警察局長）警視監　岸田　憲夫

警察庁長官官房付を命ずる

（警察庁長官官房付）同　岸田　憲夫

辞職を承認する

（群馬県警察本部長）同　倉木　豊史

東北管区警察局長を命ずる（以上一月十三日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ドミニカ共和国の独立記念日につき、二月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づく指定保安検査機関を次のとおり指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

令和八年三月二日

関東東北産業保安監督部長　溝田　健志

一　名称　陽品ガスエンジニアリング株式会社

二　住所　千葉県市原市五井五千九百三十八番地

一

三　保安検査を行う事業所の名称及び所在地　陽品ガスエンジニアリング株式会社容器検査所　千葉県市原市五井五千九百四十五番地一

四　指定する区分及び業務の範囲

（一）液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設のうち「移動式製造設備」の保安検査を行う者としての指定

登録免許税法に規定する納付受託者の指定

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第三十二号（二十五）及び（二十六）に掲げる登録について、同法第二十四条の四第一項に規定する納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月二日

国土交通大臣　金子　恭之

名称	事務所の所在地	指定をした日
株式会社ＮＴＴデータ	東京都江東区豊洲三丁目三番三号	令和八年三月二日

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に規定する指定納付受託者の指定

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八条第一項に規定する指定納付受託者（国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和四年国土交通省令第八十五号）第四条第二項第一号に規定するクレジットカード等を使用する方法により歳入等を納付する場合の当該指定納付受託者に限る。）を次のとおり指定したので、同法第八条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月二日

国土交通省海事局長　新垣　慶太

名称	所在地	歳入等の種類	指定をした日	納付開始日
株式会社ＮＴＴデータ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則別表第二項に規定する歳入等	令和八年三月二日	令和八年三月二日

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　占用を制限する区域

区域　備考

豊川市新栄町二丁目地内

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年三月二日
(七)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十号
(三)　占用を制限する区域

区域	備考
三霧島市福山町福山字海添三八五番一から同市福山町福山字イツク島五六一番まで	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和八年三月三日
(七)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

法　務

公証人法第13条に規定する公証人の採用に関する公告

令和８年３月２日　法　務　省

1　公証人採用申込案内掲示期間及び採用申込願書受付期間
(1)　受付法務局における公証人採用申込案内掲示期間
令和８年３月５日（木）午前８時30分から同年４月９日（木）午後５時15分まで
(2)　受付法務局における公証人採用申込願書受付期間
令和８年３月12日（木）から同年４月９日（木）まで（土、日及び休日を除く。）の午前８時30分から午後零時まで及び午後１時から午後５時15分まで
2　受付法務局、採用予定地、採用予定人員及び採用予定年月日

受付法務局	採用予定地	採用予定人員	採用予定年月日
東京法務局	本局管内　千代田区	１人	令和８年８月１日
	本局管内　港区	１人	令和８年10月30日
	本局管内　港区	１人	令和８年11月30日
	本局管内　品川区	１人	令和８年11月30日
	本局管内　世田谷区	１人	令和８年10月７日
	本局管内　渋谷区	１人	令和８年８月１日
	本局管内　北区	１人	令和８年８月１日
横浜地方法務局	本局管内　横浜市港南区	１人	令和８年８月１日
さいたま地方法務局	越谷支局管内　越谷市	１人	令和８年８月１日
千葉地方法務局	市川支局管内　市川市	１人	令和８年11月１日
水戸地方法務局	本局管内　水戸市	１人	令和８年８月１日
宇都宮地方法務局	本局管内　宇都宮市	２人	令和８年８月１日
前橋地方法務局	本局管内　前橋市	１人	令和８年８月１日
新潟地方法務局	本局管内　新潟市中央区	１人	令和８年８月１日
大阪法務局	本局管内　大阪市北区	１人	令和８年11月30日
	本局管内　大阪市中央区	１人	令和８年９月１日
	本局管内　大阪市中央区	１人	令和８年11月30日
	本局管内　大阪市天王寺区	１人	令和８年８月１日
	本局管内　枚方市	１人	令和８年11月30日
神戸地方法務局	本局管内　神戸市中央区	１人	令和８年８月14日
福井地方法務局	本局管内　福井市	１人	令和８年８月１日
金沢地方法務局	本局管内　金沢市	１人	令和８年８月１日
広島法務局	本局管内　広島市中区	２人	令和８年８月１日
	本局管内　広島市中区	１人	令和８年９月22日
岡山地方法務局	本局管内　岡山市北区	１人	令和８年９月21日
福岡法務局	本局管内　福岡市中央区	１人	令和８年９月26日
	北九州支局管内　北九州市八幡西区	１人	令和８年８月１日
長崎地方法務局	本局管内　長崎市	１人	令和８年８月１日
宮崎地方法務局	本局管内　宮崎市	１人	令和８年８月１日
福島地方法務局	本局管内　福島市	１人	令和８年８月１日
山形地方法務局	本局管内　山形市	１人	令和８年８月１日
盛岡地方法務局	本局管内　盛岡市	１人	令和８年８月１日
秋田地方法務局	本局管内　秋田市	１人	令和８年８月１日
青森地方法務局	本局管内　青森市	１人	令和８年８月１日

労　　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

関東運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第５号）、関東海上旅客運送業最低賃金（平成９年関東運輸局最低賃金公示第６号）、関東漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第１号）及び関東漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年関東運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年３月２日

関東運輸局長　藤田　礼子

１．関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「270,400円」を「282,900円」に、「253,650円」を「266,150円」に、「211,800円」を「224,300円」に、「202,200円」を「214,700円」に改める。

２．関東海上旅客運送業最低賃金第４項中「264,800円」を「273,800円」に、「203,400円」を「212,400円」に改める。

３．関東漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「210,500円」を「221,500円」に改める。

４．関東漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「207,000円」を「215,000円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年４月１日から効力を生ずる。

公　　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年３月２日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和８年２月３日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社遠藤電気通信　遠藤　三好　福島県郡山市田村町金屋字上川原299　国土交通大臣許可（般・特―06）第29221号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年２月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年３月２日

中国地方整備局長　杉中　洋一

１　処分をした年月日　令和８年２月６日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社竹内クレーン工業　竹内　　薫　鳥取県鳥取市叶133　国土交通大臣許可（特―２）第28056号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業及びとび・土工工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年１月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

除 権 決 定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の特別調査期日

破産債権の特別調査期間

債権者集会招集

書面による計算報告

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第９号

新潟県十日町市松之山湯本55番地１
清算株式会社　株式会社ガイドライン整理ＭＴＹ
代表清算人　小野塚健一
１　決定年月日　令和８年２月17日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

新潟地方裁判所高田支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１２号

北九州市若松区童子丸２丁目４番７号
清算株式会社　福岡ＫＫ株式会社
１　決定年月日　令和８年２月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１３号

金沢市進和町19番地２
清算株式会社　株式会社ＭＦ
代表清算人　福島　照夫
１　決定年月日　令和８年２月13日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　定義

１　本協定において、後記２に記載の⑴ないし⑿の債権者を協定債権者とし、うち⑸ないし⑿の債権者を金融機関協定債権者という。

２　協定債権者の有する協定債権のうち、元本部分を協定債権元本といい、その額は次のとおりである。

⑴　債権者　株式会社ＭＰ
協定債権元本額　１億4721万7716円

⑵　債権者　福島正人
協定債権元本額　3028万2150円

⑶　債権者　福島照夫
協定債権元本額　3000万円

⑷　債権者　福島裕子
協定債権元本額　８万円

⑸　債権者　株式会社商工組合中央金庫
協定債権元本額　12億3254万7761円

⑹　債権者　株式会社日本政策金融公庫
協定債権元本額　５億1093万0291円

⑺　債権者　株式会社北國銀行
協定債権元本額　４億8929万1680円

⑻　債権者　金沢信用金庫
協定債権元本額　４億2687万5050円

⑼　債権者　株式会社三菱ＵＦＪ銀行
協定債権元本額　１億0479万9626円

⑽　債権者　株式会社北陸銀行
協定債権元本額　6096万9961円

⑾　債権者　石川県信用保証協会
協定債権元本額　5148万3951円

⑿　債権者　アイ・アール債権回収株式会社
協定債権元本額　1854万9099円

第２　協定債権の放棄

協定債権者は、協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息・遅延損害金を含む。）につき、特別清算開始決定の前後のいずれに発生したかを問わず、本協定の認可決定が確定した日に全て放棄する。

第３　新たな財産が発見された場合の取扱い

前記第２の放棄の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、金融機関協定債権者の協定債権元本に対し、協定債権元本額の割合に応じて弁済する。この場合において、金融機関協定債権者が前記第２により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で、遡って効力を失うものとする。

金沢地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１４号

金沢市進和町19番地２
清算株式会社　株式会社ＭＰ
代表清算人　福島　照夫
１　決定年月日　令和８年２月13日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　定義

１　本協定において、後記２に記載の⑴ないし⑺の債権者を協定債権者とし、うち⑶ないし⑺の債権者を金融機関協定債権者という。

２　協定債権者の有する協定債権のうち、元本部分を協定債権元本といい、その額は次のとおりである。

⑴　債権者　株式会社ＭＦ
協定債権元本額　13億4506万3865円

⑵　債権者　福島裕子
協定債権元本額　６万円

⑶　債権者　株式会社商工組合中央金庫
協定債権元本額　５億7483万5471円

⑷　債権者　株式会社日本政策金融公庫
協定債権元本額　４億5866万2641円

⑸　債権者　株式会社北國銀行
協定債権元本額　２億7595万9757円

⑹　債権者　金沢信用金庫
協定債権元本額　１億6753万4988円

⑺　債権者　石川県信用保証協会
協定債権元本額　１億0044万4298円

第２　協定債権の放棄

協定債権者は、協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息・遅延損害金を含む。）につき、特別清算開始決定の前後のいずれに発生したかを問わず、本協定の認可決定が確定した日に全て放棄する。

第３　新たな財産が発見された場合の取扱い

前記第２の放棄の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、金融機関協定債権者の協定債権元本に対し、協定債権元本額の割合に応じて弁済する。この場合において、金融機関協定債権者が前記第２により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で、遡って効力を失うものとする。

金沢地方裁判所民事部

再生手続開始

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

企業年金基金変更公告

マルハニチロ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

１．東京都港区高輪２丁目21－２ＴＡＫＡＮＡＷＡ　ＧＡＴＥＷＡＹ　ＴＨＥ　ＩＮＫＰＩＬＬＡＲ１　ＳＯＵＴＨ13階

２．旧事務所の所在地　東京都江東区豊洲三丁目２番20号

３．変更年月日　令和８年３月１日

令和８年３月２日

マルハニチロ企業年金基金
理事長　廣嶋　精一

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併については令和八年二月二十四日付で東京都の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二日

東京都豊島区目白二丁目三九番一号トラッド目白二階　（甲）医療法人社団恒心会
理事長　青木　謙典

東京都千代田区内神田三丁目一三番二号松尾ビル四階　（乙）医療法人社団日之出会
理事長　青木　謙典

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月十六日
掲載頁　三頁

令和八年三月二日

東京都港区六本木一丁目四番五号アークヒルズサウスタワー　（甲）合同会社ロゴス・パートナーズ
代表社員　柳沢　和正

東京都新宿区高田馬場一丁目一七番一八号ＳＴ高田馬場ビル一階　（乙）株式会社日本餃子協会
代表取締役　柳沢　和正

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社大門パフォーマンススタジオ（住所東京都港区芝大門二丁目一番二号山口ビル五Ｆ）に対して当社の大門パフォーマンススタジオにおける事業及びその他のスポーツ関連事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年二月二十七日
掲載頁　二頁

令和八年三月二日

東京都豊島区南池袋二丁目二八番一四号大和証券池袋ビル七Ｆ
株式会社けんせつパーク
代表取締役　宇佐見　潔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十七日であり、組織変更後の商号は株式会社リファクターとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二日

埼玉県川口市鳩ヶ谷本町四丁目一九番二四号

合同会社リファクター

代表社員　熊木　洋介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二日

東京都中央区晴海五丁目四番三―一〇〇三号

合同会社ＱＢＴ

代表社員　久保田吉幸

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月二十四日

掲載頁　八十一頁（号外第三十七号）

令和八年三月二日

東京都港区元赤坂一丁目二番七号ＡＫＡＳ

ＡＫＡ・Ｋ―ＴＯＷＥＲ一〇Ｆ

株式会社ＬＡＢＯ

代表取締役　佐藤　茂

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億円減少し三億五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十一日

掲載頁　五十九頁（号外第二〇五号）

令和八年三月二日

東京都豊島区東池袋一丁目一八番一号

株式会社ドコモ・インサイトマーケティング

代表取締役　伊丹　亨

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十三億八千三百四十六万六百九十一円減少し九億六千八百七万千三百八十七円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年六月十九日であり、株主総会の承認決議は、令和八年六月十八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年三月二日

福島県郡山市田村町上行合字北川田二番地一

株式会社幸楽苑

代表取締役会長兼社長　新井田　傳

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千万円、資本準備金の額を八億九千五百六十九万八千七百二十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月八日

掲載頁　一〇〇頁（号外第一八一号）

令和八年三月二日

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目五一番一〇号

ＰＯＲＴＡＬＰＯＩＮＴＨＡＲＡＪＵＫＵ

株式会社ユビレジ

代表取締役　木戸　啓太

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五百万円、資本準備金の額を七億四千四百五十九万千五円減少し、それぞれ五百万円、二百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年一月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月二日

掲載頁　二頁

令和八年三月二日

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目二八番一号

ルームクリップ株式会社

代表取締役　髙重　正彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十五億三千万円（但し、令和八年二月二十日開催の取締役会で決議された公募による募集株式の発行により同時に増額する資本金の額が二十五億円を下回る場合は、二十五億三千万円から当該下回る金額を控除した額）減少し、資本準備金の額を二十五億円（但し、令和八年二月二十日開催の取締役会で決議された公募による募集株式の発行により同時に増額する資本準備金の額が二十五億円を下回る場合は、当該金額）減少することにより、最終的な資本金及び資本準備金の額をそれぞれ七千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月二十二日

掲載頁　五十四頁（号外第二一二号）

令和八年三月二日

名古屋市中区錦一丁目八番一一号

株式会社セイワホールディングス

代表取締役　野見山勇大

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四億七千二百五十三万二千八百五十七円、資本準備金の額を十一億五千六十二万四千七十五円減少し、それぞれ十億八千百三十四万千九百二十五円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和八年四月三日であり、当社の株主総会の決議は、令和八年二月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年三月二日

大阪市中央区常盤町一丁目三番八号

ＡＳＡＨＩ　ＥＩＴＯホールディングス

株式会社　代表取締役　星野　和也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二日

札幌市東区北五十条東七丁目四番一三号

株式会社イーエス・テクノ工業

代表取締役　阿部　俊照

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二日

埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目三番地四

日進産業株式会社

代表取締役　添野　和良

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二日

千葉県八千代市八千代台東一丁目三九番三号

株式会社レイソニック

代表取締役　松村　雄二

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二日

東京都豊島区上池袋一丁目二五番四号

田中電機工業株式会社

代表取締役　田中　博

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二日

東京都足立区加賀二丁目二七番一三号

関東急行運輸株式会社

代表取締役　島田　宏康

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二日

東京都千代田区飯田橋四丁目一番五号

株式会社玄光社

代表取締役　川本　康

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二日

東京都千代田区飯田橋四丁目一番五号

株式会社サロンエージェンシー

代表取締役　川本　康

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二日

新潟県新潟市東区豊三丁目三番四八号

株式会社リリー

代表取締役　相場　一明

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二日

長野県中野市大字金井一二四九番地一

株式会社湯本工務店

代表取締役　湯本誠一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二日

大阪府門真市寿町一五番一四号

門真サッシ工業株式会社

代表取締役　吉野高一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月二日

福岡県久留米市御井旗崎一丁目三番四号

株式会社タイヨー設計

代表取締役　中尾　史朗

株式併合につき通知公告

当社は、株式五十二万八千株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年三月二十六日であり、同日における発行可能株式総数は五株となります。

令和八年三月二日

東京都千代田区鍛冶町二丁目二番二号

電機資材株式会社

代表取締役　元松　廣議

株式移転につき通知公告

当社は、一志グループホールディングス株式会社（住所京都市南区久世上久世町三五〇番地六〇二号）を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので公告します。

令和八年三月二日

京都府亀岡市西別院町柚原小原ケ谷一一番地の一

一志株式会社

代表取締役　常次　正弘

正　誤

令和七年五月二十六日（号外第百十五号）公布環境省令第十七号（排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一六ページ改正後表中業種その他区分及び許容限度の欄中二行目から三行目までは次のとおりの誤り。

ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	三〇
下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	四〇

同ページ改正前表中業種その他区分及び許容限度の欄中二行目から三行目までは次のとおりの誤り。

ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。）	四〇
下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	